

令和4年(2022年)第2回ニセコ町議会臨時会

令和4年(2022年)1月28日(金曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 承認第 1号 陳情の取り下げについて
- 4 令和3年陳情第3号 地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的な支援を求める意見書採択についての陳情
(総務常任委員会からの報告)

○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席事務局職員

事務局 長	阿部 信幸
書 記	佐藤 秀美

◎開会の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番、斉藤うめ子君、6番、浜本和彦君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 承認第1号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、承認第1号 陳情の取り下げについての件を議題といたします。
令和3年10月22日に提出された「地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的な支援を求める意見書採択についての陳情」について、令和4年1月27日、陳情取下申出書の提出がありました。申出書は別紙のとおりです。

- これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
青羽議員。

- 9番（青羽雄士君） 急に陳情の取り下げについてというような案件がまいてですね、私としてはこれはまず10月22日ですか、提出されて総務常任委員会のほうに付託された案件というふうにつまえています。というのは、町長にこれブロック会議でニセコ町の立場を表明しなければならないというような諮問を受け、全員協議会をその間何回も開いて議論を重ねてきたところでありまして、そしてこの陳情者、渡部誠二さん、この方はJR函館本線の存続を求めるニセコ住民の会会長という立場で、

あの時期に申し出てきたということは、町民誰もがそれこそ函館本線の存続を求める陳情と重ね合わせているというふうに捉えて当たり前じゃないかなと思っております。そのため、ましてや本日のこの臨時議会も、そのために皆さんの日程をとらえて、そしてこの開催にあたっているのに、急遽取り下げる、これはちょっといかがなものかなというふうに考えております。これはもう本当、あまりにもちょっと議会を軽視してるんじゃないかなというふうに捉えています。以上によって、取り下げについては反対するという意見表明です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

高木議員。

○8番（高木直良君） 今回はですね、陳情の表題にありますように、目的としては地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的支援、これを意見書として出していただきたいという陳情であります。今、青羽議員がおっしゃったように、出した渡部会長は当然ここにありますように山線の存続を求めるという運動をされてきて、その状況の中で今回陳情を出しております。ただし、この表題にありますようにこういう意見書を出してほしいという中身自体は、この山線の存続を求める意見書ではありません。大臣その他両院議長に対して、地方鉄道全体が今直面している困難に対する国としての施策の転換、それを求めるという中身であります。ただ、陳情の趣旨の最初の部分で8行ぐらいにわたりまして、山線の存続が道からの資料に基づいて試算がされたことによって、存続ということの理解を求めるにあたって、この財政上の問題が大きな課題になっていて、難しい状況に至っていると。つまり、山線の問題でずっと運動を続けてきている団体として、どこにその質問に向けてのネックがあるのか、障害があるのかっていうことがだんだんわかってきたわけですね。そういう状況の中で、私たちの議論の中でもあったように、国の支援というものが無い限りは財政的には厳しいという状況が、ブロック会議なり、あるいは我々の全員協議会の議論の中でも浮き彫りになってきたと。そして、常任委員会における議論もそのような方向になってきたという流れがあるわけです。

そういう状況を踏まえて、趣旨といいますか陳情内容は先程言った表題にあるとおり、国、政府に対する要望についての意見書なんですけれども、この趣旨のところでは山線そのもののことが書いてあるものですから、それは全員協議会の意見交換との関係でなかなかその趣旨が伝え切れていなかったということで、今回は一旦取下げると。その上で、この理由書にありますように、これは全国的に今同じような問題が起きてきています。より一層強まってきているということなどがあって、これはもう国会の議論になったり、あるいはマスコミもそれを取り上げるように徐々になってきてはいますけれども、そういった全国の状況なども鑑みながら、再度誤解のないような表現によって、別の機会に陳情を改めてしたいという検討をしていきたいというのが取り下げの理由になっています。

ですから、決して全員協議会の議論だとか、あるいはブロック会議での議論、様々な問題について軽視をするとかそういうことではないと思うんです。議論の過程で出てきた背景にある困難性をどう解決するか、そのための陳情書だったわけなんですけれども、これがやはりなかなか、最初の趣旨の表現の仕方によって理解を深めることが困難な状況がみえてきたということで、取り下げを急遽したということで私は理解しています。その意味でしょっちゅうあることではないんですけども、今回直

前でありましたけれども取り下げの申出があったということで、私はこれを承認することが相当であるというふうに考えます。以上であります。

○議長（猪狩一郎君） 次に、反対討論の発言を許します。

木下議員。

○2番（木下裕三君） 今回の陳情取り下げについて、反対の立場で発言させていただきます。先程の青羽議員のほうでお話しされたことと私も同感です。まずこの取り下げが出てきたことに対して、まず非常に違和感を覚えました。なぜこの時期に、この段階でというふうに思いが非常に強くあります。そのため我々もそのブロック会議の結果を受けて、それに基づいて全員協議会を何度も開いておりますし、大体既にこの陳情が出されてからもう3か月という期間が経っております。その間に取り下げの機会はいくらでもあったはずだと思います。会長の渡部さんも傍聴にも一度来られていますし、そういった内容もわかっているというなかでの、討議の中でも議論の中身をわかっていると私は考えております。よって、この陳情に関してはしっかりと採決をとるべきでありますし、そういった意味ではもう既に総務常任委員会の開かれた後に取り下げを出すというのは、タイム的に非常に僕はよろしくないものだと思います。そういった意味では、こういった今回の陳情取り下げに対して、私は反対をいたします。陳情を採決すべきであるというふうに思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本件に対する賛成討論の発言をします。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） この陳情の取下げについての賛成討論をさせていただきます。何度も委員会の中で、委員会も含めて、お話ししましたけれども、基本的に残せるものなら残したい。並行在来線への思いは町長はじめ、議員も同じ思いを抱いていると思います。多くの議員、全員とは言いません。しかしながらこのままでは、この現状で存続させるためには、地元自治体負担による鉄路存続には莫大な投資と赤字負担が避けられません、現状では。それです、今世界の潮流は鉄路の復活と民営から国営への移行へと向かっています。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤さん、今それとは違う内容なんです。

○5番（斉藤うめ子君） いや、これ私賛成討論を・・・。

○議長（猪狩一郎君） 賛成は分かるんですけど、今はこれを残すか残さないかではなく、議案の・・・。

○5番（斉藤うめ子君） この議案取下げ、だからこれ・・・

○議長（猪狩一郎君） 取り下げるかどうかということについてなんです。

○5番（斉藤うめ子君） 取り下げることについてです。

○議長（猪狩一郎君） では簡潔にお願いいたします。

○5番（斉藤うめ子君） そして今現状としてはですね、国も政府も先月、昨年12月16日、ここでDVDご覧になったと思いますけれども、国の方針としては岸田内閣総理大臣もおっしゃっていましたように「鉄道は高い公共性を持ち、地域の経済や市民生活、防災、環境、健康など様々な分野で大きな役割を果たす存在である。様々な知恵を絞り、政府としてもしっかり考えていく。これは大変重要な取組だと認識している。」以下、岸防衛大臣も二之湯国家公安委員長、山口壯環境大臣、斉藤国土交通大臣も、皆この鉄路の重要性っていうのは述べてますし、そしてそこに力入れなければな

らないというふうに、政府がそういうことをつい 1 か月ちょっと前に、予算委員会で発表しています。

問題はですね、先程もありましたけれども、この文章の解釈ですね。私も何度も何度も読みましたけれども、これは決してこの山線だけを残してくださいという問題じゃないんです。本当の趣旨はこの 1 枚目の「道路も鉄道も同じ公共交通インフラにありながら」っていうところからあるんです。そして、この意見書は地方交通、全国の地方鉄道への支援を求めるということなんです。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤さん、それはいま問題じゃないんです。

○5 番（齊藤うめ子君） いや、これが問題なんです。

○議長（猪狩一郎君） 意見書は我々を書くことだし、あくまでも案。そういうふうに出しているはずですから。

○5 番（齊藤うめ子君） いや、ですから陳情を取り下げる、誤解されてるのが 1 番問題なんです。理解されてなかった、矛盾じゃないですか。私が思うのは、まだ多くの町民にも諮ってないけれども、ニセコ町のほうはこの鉄路を残すという問題、まあ私たちが身近に直面してる問題ですけども、これは私たちだけの問題ではなくて、全国の地方交通がこういう問題を抱えているわけです。それに対してこれは政府に対して、全国の中の 1 地方自治体として意見書を出すものですから、これは出すべきなんです。出すべきだと私は思ってます。ただ問題はこれを採択にしてしまったということは、国に行きませんよね。そしたらニセコ町議会としては、地方交通に対してもう要らないよっていうことと同じことだと思っんですよ。そうじゃなくて本心としては残せるものなら残したいっていうことを何度も言ってるわけです。ただ問題は財政ですから。ですから、この陳情の取り下げ、1 番の問題はやっぱり内容に対する、ここの最初の 8 行あたりですね、これにとらわれてしまって、正確に理解できなかったということが問題なので、皆さん誤解していらっしゃるんじゃないかなと私は思ってます。ですから、やむを得ずこの文言はまた修正するなり何なりした上で、再度陳情を出すという方向で、一旦はこれ取り下げ。それは仕方がないなと思うことで、はい。

○議長（猪狩一郎君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 本陳情第 3 号の件につきまして、賛成の立場で発言をさせていただきます。委員会に付託され、委員会の議案として審査が終わって今取り下げるということは、これまでの経過を踏みにじるものであり認められないという意見も十分理解できます。理解をできますのは、そもそも議会として新幹線延伸に伴う在来線問題に関し意見を求められているものであって、是非を問われているものではないと。そのこととだけ十分留意しなくちゃいけないと私は常々思っていました。つまり、議会としての意思決定か、それとも議員個々の考え方の相対がこういう流れだということなのかの違いであって、その点を十分理解していただきたいということと、もう 1 点は今回の在来線問題に関わっては、町長の執行権に関わって、議会としてどう意見集約するか、もしくは意見を出していくかということで、議会全体の態度を右か左か、白か黒かということを決めることを求められ

ているものではないと私は考えています。

ただ、今回陳情があがってきまして、議会会議規則にのっとって審議を総務常任委員会に付託され、総務常任委員会では粛々と審査を行ってきました。本日、その結果を報告するという段取りになっていますが、その段取りの前に取り下げたということは、その意思決定の場を一旦猶予して、議会としてまだ地方交通の様々な面に意見を申す場を残すことができるということにつながっていくんじゃないかというふうに考えたからであります。私たち議会としては、短視眼的な目が粗くて、やはり様々な状況をどう乗り越えていくかというあたりの視眼をもって複視眼的に対応していかなくちゃいけないんだろうというふうに思っています。よって、今回の取り下げに関して大変熟知する思いはありますけれども、今後の議会の運営に関わって私は賛成の立場をとらせていただきます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、承認第1号 陳情の取り下げについての件を、起立により採決します。

本案は申出のとおり取り下げることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は否決するものと決しました。

◎日程第4 令和3年陳情第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、令和3年陳情第3号 地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的な支援を求める意見書採択についての陳情の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、篠原正男君。

○総務常任委員長（篠原正男君） 令和3年12月8日の本会議におきまして、当委員会に付託されました令和3年陳情第3号 地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな抜本的な支援を求める意見書採択についての陳情に関し、去る12月8日開催の委員会にて各委員の意見を聴取し、審査を進め、最終的には北海道新幹線整備に関わる在来線等の取扱いに関わることから、議員全員による議会としての判断を見極め、当委員会において審査の参考にしようとしたものです。結果、1月11日の全員協議会にて在来線存続の異見はあるものの、現在の枠組みにおいて存続は難しいのではという意見が大半を占めたところです。当委員会として1月19日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催し、慎重審議しましたので結果を報告します。

令和 3 年陳情第 3 号 地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的な支援を求める意見書採択についての陳情の件は、地域鉄道存続に関しては維持できるものなら維持したいが、これまでの北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議での議論の枠組みの中では経営存続は難しいと判断し、不採択すべきものと決しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより、令和 3 年陳情第 3 号 地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的な支援を求める意見書採択についての陳情の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8 番（高木直良君） 先程私のほうからも述べたんですが、表題、あくまでもここで陳情されてる中身と、総務常任会での議論の前提となっている全員協議会、その中での議論とぴったり一致している山線存続の問題が陳情に出てるというふうな解釈が、常任委員会の中でされたというふうに思わざるを得ないんですね。それで、私は直接参加しておりませんが、審議の概要をお聞きする範囲で判断しますと、やはり今申し上げた前提があって、これは全員協議会の全員の意見がなかなか存続は厳しいという声のほうが多かったという判断のもとに、議決という常任委員会の結論になったのではないかと思うんです。そういう意味で、趣旨を陳情のタイトルがこうなっているにもかかわらず、山線の全員協議会の審議と齟齬（そご）があるという判断されたところの、ちょっと経緯といいますか、委員会の中での経緯、どうしてそういうふうに解釈されたのかってことについて、質問させていただきます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） ただいまの質問についてお答えをいたします。表題と中身、もしくはその審議過程について、特にその表題についての審議とその齟齬（そご）に関してどのようなものかというような趣旨かというふうに思います。当委員会といたしましては、表題も含め陳情内容の趣旨を十分に勘案しつつ、その中に現在議論されています新幹線の開業に伴う並行在来線の存続に関わって、ニセコ町もしくはニセコ町議会として意見を求められていることについて、大きく影響するであろうということから、もしこれが分離して審議するというよりも、全体に及ぼす影響が大きいというふうに判断して、結論に至ったということが経過でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 今のお話と皆さんの先程のご意見も含めてなんですけれども、結局陳情のタイトルは別にして、趣旨のところ、最初の 8 行でその経営分離後の存続について危惧を持っているということが書かれています。このままでいくと存続ということが難しくなるということは確かに書かれているんですね。だからそのことが大きく捉えられて、今篠原委員長のほうからお話あったような解釈がされて、それに基づいて審議されたというふうに思わざるを得ません。そのような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 篠原委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 先程も申し上げましたけれども、趣旨全体を含めてこれらを判断したときに、どのような影響があるかということが議論の中心であろうというふうに考えております。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 先程からいろいろ出てるんですけども、もともと陳情なんですけども、この内容っていうのは先程から最初の8行って言われてますけれども、最後のブロックですね、「道路も鉄道も同じ公共交通インフラでありながら」という部分をとらえたときに、これはもう完全に鉄道のことを言っていると。それからこの意見書案のほう見ても、非常にこれはもう鉄道のことについて書いてある。これは参考例というかそういう感じかもしれないんですけどね。4回の全員協議会を含めていく中で、これに賛成する方向での意見っていうのもいろいろ出てきましたけれども、全員から出た意見というのはすごく多方法から出てるというふうに思ってるんですけどね。それからこの陳情の内容についても、1本じゃなくていろんなことが書いてあるんですけどね。しかし、全員が4回も繰り返して意見を出し合った中で、どういう考え方をすればいいのかっていうのは、全員協議会、それから総務常任委員会を通じて、一旦出てると思ってるわけなんです。ですから、もともと申し上げてるように、様々な意見を聞く中で自分なりの意見形成をしてくる中では、イエスかノーかというのではなくて、すごくいろんな方向でその考え方の軸みたいなのをそれぞれが形成できたというふうに思ってるわけです。そうしたらこの陳情に関しては一旦閉めるという意味では、やはり期限っていうのが必ずありますから、それに対しては一旦結論を出すべきなのかなというふうに思ってます。繰り返しになりますけれども、この陳情の内容は完全に鉄道寄りのものだっていうふうに思います。最初の8行を除いたとしても、これは鉄道寄りだというふうに私は理解しています。以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件不採択にするべきに対する反対討論の発言を許します。

高木議員。

○8番（高木直良君） 確認ですけども、反対というのは常任委員会から出た報告に対する反対ですね。

○議長（猪狩一郎君） はい。

○8番（高木直良君） 今榊原議員からのお話がありましたように、この陳情の趣旨は確かに鉄道の問題なんです。この山線の問題を議論していく過程で、道から出された調査報告に3案があって、その中で1番大きいのはやっぱり鉄道を存続した場合にどれほどの負担が出るのかという数字が示されたんですね。その中で、これは公式・非公式も含めて鉄道を残すことによる初期投資だとか、あるいは30年間の赤字総額とかがあってというのが示されたので、これを地元沿線自治体だけで担っていくというのは相当、相当というより不可能だというのは共通認識だったと思うんです。不可能だということを前提に考えますとね、これを可能にする、何とか鉄道を生かしたいということのためには、

どうしても陳情にありますとおり鉄道に対する支援、鉄道とここで表現されてるのは道路との比較です。道路に対する予算の使い方、それに比べて鉄道に対してはほとんど支援がないような状況、そしてこのことが今全国で問題になっています。最近の事例で言いますと、ニュースでご覧になった方もいるかと思うんですけども、JR西日本はほぼ今運行している路線の約半数ぐらいはもう維持できなくなるということで社長が会見をしたり、そういう状況が生まれています。このことに現れておりますこと、それから前の議論で私が紹介いたしましたけども、並行在来線が管轄にあります12の、これは道知事も含めてなんですけども、知事が国に対する新たな支援方策、今は全くないわけじゃないけども、それを拡充してほしいという要請書も出してるわけです。そういう意味では地方鉄道、ローカル線が抱えている困難性というのは、だんだん社会問題になりつつあるわけです。そういう状況の中で、ここにありますように鉄道に対するあまりにもその支援が薄いと。道路に比べても予算の使い道としてはどうなんだろうかっていう、そういうことを国に考えていただきたい、そういった趣旨の陳情であります。

ただ、総務常任委員会では、それと山線の問題はイコールの問題じゃないかと、全体を通じてそれを言ってるんじゃないかというふうに解釈されたわけなんですけども、私はやはりタイトルにあるとおり、共通の問題、全国に共通で社会問題化しつつあるこの問題に対する地方議会としての意見をあげてほしいという陳情ですから、私は採択が相当であるというふうに思います。これはもういろいろ議論の出発点から考えて、やはりこれを言っていかなきゃいけない、今直面している議会であるからこそ言っていかなければならない、そういう内容の陳情であるというふうに考えますので、総務常任委員会からの報告に対しては反対いたしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 本件陳情に不採択する総務常任委員会の報告に対して、賛成討論をいたします。北海道新幹線札幌延伸に伴い、並行在来線の存廃について北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議での協議において、北海道から示される資料等を見る限り、鉄道を第三セクターで存続させることは沿線自治体の負担が大きく、将来に負担を残すことが明白です。鉄道を残すことによる将来の町財政への影響や、後世の町民に負担を負わせることは議会としても、避けるべきと考えます。

また、沿線自治体が鉄道廃止の方向に向かっているなか、ニセコ町のみが鉄道を存続させることは不可能であると思います。さらに先般の全員協議会においても、議会としての意見の大勢は鉄道存続は厳しく、廃止はやむを得ないという方向であったと認識しています。これら総合的に判断した場合、本件陳情は委員会報告のとおり不採択すべきものと考えます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、反対討論の発言を許します。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 陳情不採択への反対討論をしたいと思います。先程の討論と重なるところはもちろんあるんですけども、私は何度も申し上げるように、問題はですね、この陳情書の解釈です。解釈を間違ってるんじゃないかなというふうに思ってます。陳情内容のところにちゃんと書いてあ

るように「重要な公共交通インフラである地方の鉄道を維持するために、国に対して支援の抜本的な強化を求める意見書を採択してください」ってここに書いてあるわけですね。その前の表題にも「地方公共交通のインフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的な支援を求める意見書採択についての陳情」、これは国に対してニセコ町として、議会として国に対しての意見、鉄道を残してくださいと。そして、これは先程申し上げたように、国も真剣に考えているわけですね。先程の話と重なるかもしれないけれども、いろいろ調べていく中でもうこれは世界の潮流として、気候危機、気候変動の問題も含めて、鉄道の輸送の力っていうのはすごいわけですね。それで環境大臣も言ってるんですけども、二酸化炭素の排出量は自家用車に比べたら、一つの地方では大きいところで自動車の 133 に対して鉄道が 18、約 8 倍近く出るということで、大臣がみんなこういう鉄道のことは今後見直さなければならぬっていうことを、この 12 月 16 日に質問に対して答弁してるわけです。先程言ったように岸田内閣総理大臣も鉄道の重要性を取り組んで、これからやっていきますということを言ってるんです。ですから、こういう意見書を出すということは、非常にタイミングとしても大事だと思っております。

それで、何回も何回も皆さんおっしゃるんですけども、ニセコと山線だけにこだわっているふうにとっているところが問題だと思うんです。そんなこと言ってるんじゃないくて、この全国の疲弊している地方鉄道をもう 1 回政府が見直してほしい、政府はどういう見直しをしていくかわかりませんが、そういう意見書をあげていくということは、これ当然のことだと思っています。当然というか、第三セクターになったら実際自分たちでちょっとお金を出さなきゃならないとか、そういうことの前にはやはり政府としての方針をもっとやってくれなければ残すことは無理なんです。そこを考えてほしいというこの陳情、意見書ですから、これは出して当然で、これを出さないということはニセコ町議会として逆の立場、私はもう要らないよって、お金かかるんだったら要らないよって短絡的に考えてしまうというのは、非常に考え方がまだまだ足りないんじゃないかなというふうに思っています。ですから、この意見書を出すことは非常に重要なことです、後々を考えたときに。ですから意見書を出すべきだと思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

青羽議員。

○9 番（青羽雄士君） 賛成するものとして意見を述べさせていただきます。先程からですね、陳情に対していろいろとこう誤解を招いてるだとか、解釈の仕方が間違ってるんじゃないかとか、そういうふうに使われてる。何ていうんですか、陳情者は町民にわかりやすく出すのがきちりとした陳情だと思います。それこそ委員長が述べたとおり、やはりあのタイミングで出されて、この時期に出されて、町民もどう思ったって、これは在来線と関わってるなとイコールで考えるのは当たり前だと思います。よって、今までいろんなご意見があったと思いますけども、そういった総務常任委員会の判断は正しいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（猪狩一郎君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

次に、賛成討論の発言を許します。

榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君） 本件陳情を不採択とする総務常任委員会の報告に対して賛成討論します。先程から出てますように、解釈の問題だとされることに対して、私は非常に不満です。もしこれ解釈の問題だとするのであれば、陳情書と全員協議会、それから総務常任委員会の議事録をきっちり読んでいただきたいと思います。それから、不採択に反対をされる方々の意見もその間にいろいろお聞きしてきましたけども、それらを全部含んだ上での採決だというふうに思ってます。私はこの陳情については、先程から出てますように鉄道の存続という以外の捉え方がどうしたらできるのかっていうのを、もう少し冷静に判断していただきたいと思いますので、不採択とすべきだと思ってます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） これをもって討論を終了します。

これより、令和 3 年陳情第 3 号 地方公共交通インフラとしての鉄道に対する新たな国の抜本的な支援を求める意見書採択についての陳情の件を起立により採決します。

本案は委員長報告のとおり、不採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長のとおり不採択すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和 4 年第 2 回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前 10 時 42 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 齊 藤 う め 子 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)